

障がいのある方を新規に雇い入れた県内企業に対して 奨励金を支給します！

山形県障がい者雇用奨励金

支給対象事業主

次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 山形県内に主たる事業所を有すること
- (2) 常時雇用する労働者数（障害者雇用状況報告における除外率設定業種にあっては、除外率により控除すべき労働者を控除した数とする。）が300人未満であること
- (3) 令和5年4月1日から同年11月30日までの間に障がい者を雇用保険被保険者として雇い入れ、雇入れ日から3か月以上経過していること
- (4) 奨励金の支給申請日において、新規雇用障がい者を雇用保険被保険者として継続雇用していること
- (5) 就労継続支援A型の事業を実施していないこと
- (6) 特例子会社でないこと
- (7) 山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (9) 宗教団体又は政治団体でないこと
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ハ 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

奨励金の額

次の表によりカウントした数1人あたり50,000円

※0.5人の場合は、25,000円を支給します。

新規雇用障がい者数の労働時間別カウント方法

（単位:人）

障がい区分		週当たりの所定労働時間 30時間以上	20時間以上 30時間未満 (短時間労働者)
身体障がい者		1	0.5
	重度	2	1
知的障がい者		1	0.5
	重度	2	1
精神障がい者		1	0.5

申請に向けた流れ

障がいのある方を新規に雇用
(現に雇用している労働者が途中で障がいを有することになった後も継続して雇用する場合も含みます)



雇入れ日から3か月経過



支給申請書の提出（山形県雇用・産業人材育成課あて）

<提出書類>

- (1) 支給申請書（様式第1号及び付表）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 障がい者であることを確認できる書類（例：身体障害者手帳の写しなど）
- (4) 雇用契約書の内容が確認できる書類（例：雇用契約書の写しなど）
- (5) 労働時間が確認できる書類（例：タイムカードの写しなど）
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (7) 労働者名簿又は従業員名簿等常時雇用する労働者数を確認できる書類の写し
- (8) トライアル雇用の場合、ハローワークに提出した「トライアル雇用実施計画書」の写し
- (9) 奨励金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

**申請期限の例：対象労働者の雇入れ日から3か月を経過した日の翌日から起算して
2か月を経過する日又は令和6年3月15日のいずれか早い日**

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

<申請期限の例：雇入れ日が令和5年7月1日の場合>

雇入れ日
R5.7.1

3か月を経過した日の翌日
R5.10.2

申請期限
R5.12.1

詳しくは県HP(**障がい者雇用奨励金** で検索)をご覧ください